

## 滋賀県環境影響評価審査会小委員会 議事概要

- 1 日時 令和5年10月30日(月) 13:00～13:45
- 2 場所 滋賀県庁北新館5-B会議室
- 3 議題 株式会社村田製作所(仮称)守山新事業所拠点整備事業に係る環境影響評価準備書について
- 4 出席委員 東野委員(委員長)、野呂委員(※)、和田委員、市川委員(※)、藤本委員、畠委員、皆川委員、平山委員、水原委員、金委員(※)  
(※) Web出席

### 5 議事概要

(事務局)

資料1および参考資料1について説明。

(事業者)

資料2について説明。

(委員長)

それでは説明を踏まえて委員の皆様からご意見・ご質問をお願いします。

(委員)

前回、意見した水質に関して、丁寧に答えていただいたと思う。

1点、事業予定地近傍での地下水の水質分析結果が初めて示されたが、溶存酸素量が低めであることが気になる。溶存酸素量自体は、地下水が汲み上げられた際に曝気され、酸素量が回復するので大丈夫だとは思いますが、還元状態の水が汲み上げられていると、揚水中に還元状態で溶出しやすいリンや重金属などの物質が溶出している可能性があるため、工事を進めるうえで配慮いただきたい。

前回も含めて、このような意見を述べるのは、排水の流下先である赤野井湾が、流域の水質汚濁の負荷削減対策を重点的に行っている地区なので、このことを念頭において事業を進めていく必要があることを伝えたかったからである。

今回の見解には、赤野井湾が位置する守山市と協議のうえ、事業を行っていくと記載されているので、十分背景を酌んでいただけたと思っている。

(事業者)

ご意見のとおり、溶存酸素量は少し低いが、汲み上げた地下水を河川に放流するので、曝気され、放流時点では問題ないと考えている。また、工事中は、周辺の地下水の水質分析結果等を参考にしながら、溶出する物質についても注意し、守山市とも協議しながら

ら、適切に対応していきたい。

(委員長)

他にないようなので、資料3について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料3の審査会意見(案)、参考資料2について説明。

(委員長)

それでは審査会意見(案)に対する意見をお願いします。

(委員)

全般的事項の(1)については、住民に対していかにしっかりと説明すべきかが書かれてあり、良いと思う。

ただ、個別的事項の(3)水象・水質について、考察と考慮という文言があるが、この違いが分からない。「放流先河川の水温や水質の変化について考察すること」とあるが、考察するだけで良いのか。測定等を行いながら事業を行うべきではないか。何を考察するのかが分からないので、説明いただきたい。

また、それを踏まえて、「記述の見直しに当たっては、濁水の処理等を行った後の雨水及び工事排水も河川に放流されることも考慮すること」とあるが、なんらかの影響はあると思うので、電波障害に関する意見と同じように、「必要に応じて環境保全措置を講ずること」という文言があった方が良いのではないかと。

(事務局)

考察という文言を用いたのは、今回の事業計画では、水質等への影響に係る予測評価までは不要ではないかということも考慮したものである。

また、工事实施の際の影響については、悪影響があれば追加で対応いただく必要がある。「記述の見直しに当たっては、濁水の処理等を行った後の雨水及び工事排水も河川に放流されることも考慮すること」だけでなく、文言を追加したい。ただ、環境保全措置という文言ではなく、「影響が認められる場合には、必要に応じて追加の環境対策を講ずること」といった表現に改めさせていただけたらと思う。

(委員)

予測評価から一段階下げた表現が考察とのことで、今回提出された資料の内容から、そのように表現されたと理解した。また、追加の対策部分についても良いと思うので、よろしくお願ひしたい。

(委員長)

本日の意見を踏まえて事務局で審査会意見案を修正し、欠席の委員も含めて、各委員に再度確認いただいた後、私と事務局とで調整のうえ、審査会意見をまとめていくこととする。

以上